

事 務 連 絡

令和3年2月2日

一般社団法人 静岡県建設業協会会長 様
一般社団法人 静岡県建設産業団体連合会会長 様
静岡県建設事業協同組合連合会会長 様

静岡県交通基盤部建設支援局建設業課長

押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省関係省令の一部を
改正する省令について（様式データ送付）

このことについて、令和2年12月23日付け国土交通省令第98号の解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正にて、解体工事業に係る登録等事務における押印の廃止が、令和3年1月1日に施行される旨の告示がありました。これに伴いまして、解体工事業に係る登録等事務における様式が改正されましたので、通知いたします。

つきましては、本通知の内容について、貴会会員に周知いただくようよろしくお願い申し上げます。

担 当 許可班 鈴木

電話番号 054-221-3058